



重点監督工事等における工事着手前協議の徹底について（通知）

技術基準の種類:技術管理
通知日:平成14年9月20日

管第1471号
平成14年9月20日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

様

県 土 整 備 部 長

重点監督工事等における工事着手前協議の徹底について（通知）

土木工事の施工管理については、平成14年3月「鳥取県建設工事監督業務マニュアル」を作成し、適正な監督業務の執行に努めているところです。しかし、平成14年7月23日付「大路川広域一般改良工事の樋門基礎地盤の施工不良に係る行政監察結果」をはじめ、別添のように施工不良が多数発生している状況です。

これは、現場の施工条件及び施工の留意点等に対して、発注者、請負業者及び設計業者の意思疎通を欠いていたことが原因の一つになっているものです。

ついで、下記により、工事の着手前に発注者、請負業者及び設計業者の三者が、現場の施工条件及び施工の留意点等に対して共通認識を持つように協議することを、現場説明書（特記事項2）及び調査・設計・測量業務共通仕様書に記載することとし、平成14年10月1日起工決裁の設計書から適用することとしたので通知します。

記

- 1 対象とする工事
 - (1)土木工事監督技術基準にある重点監督工事
 - (2)その他特に着手前協議が必要と認められた工事
- 2 追加する事項
 - (1)現場説明書（特記事項2）「その他」
工事着手までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。
 - (2)調査・設計・測量業務共通仕様書 第13、121、1130条「その他」
受注者は、業務完了後、現場の工事着手に当たり、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

地質・設計・測量業務共通仕様書の一部改定（追加）（平成１４年１０月１日適用）

設計業務共通仕様書（平成１０年４月３日付管第２号に加筆）

旧 版		一部改定	
第１編	共通編	〃	〃
第１章	総則	〃	〃
：	：	〃	〃
第１１２９条	安全等の確保	〃	〃
		(追加) 第１１３０条	その他
		1.	受注者は、業務完了後、現場の工事着手にあたり、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

測量業務共通仕様書（平成１０年４月３日付管第３号に加筆）

旧 版		一部改定	
第１条	目的	〃	〃
：	：	〃	〃
第１２条	成果品の検査の立会等	〃	〃
		(追加) 第１３条	(その他)
			受託者は、業務完了後、現場の工事着手にあたり、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

地質・土質調査業務共通仕様書（平成１０年４月３日付管第４号に加筆）

旧 版		一部改定	
第１章	総則	〃	〃
：	：	〃	〃
第１２０条	成果品の貸与の禁止	〃	〃
		(追加) 第１２１条	(その他)
			受託者は、業務完了後、現場の工事着手にあたり、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者から説明を求められた場合、これに応じなければならない。